平成10年6月15日 規則第37号

(設置)

(任務)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第174条第1項の規定に基づき、宇都宮市廃棄物処理施設設置許可 に係る専門委員(以下「委員」という。)を置く。

第2条 委員は、市長の委託を受けて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条の2第1項第2号及び第15条の2第1項第2号に規定する事項並びに廃棄物の適正処理に係る事項並びに土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第3項第1号に規定する事項について、調査するものとする。

(平22規則23・一部改正)

(定数等)

- 第3条 委員の定数は、7名以内とする。
- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合において補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平16規則29・一部改正)

(庶務)

第4条 委員に関する庶務は、環境部廃棄物対策課において処理する。

(平12規則36・平14規則32・一部改正)

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員について必要な事項は、別に定める。

附即

<u>この規則</u>は、平成10年6月17日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第36号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第32号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月16日規則第29号)

この規則は、平成16年6月17日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第23号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。